好循環実現のための税制改正等

※(H25)は平成25年度税制改正大綱、(H26)は平成26年度税制改正大綱で決定したもの。 (H26*) は平成26年度税制改正大綱に盛り込まれた項目のうち、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日)において先行決定したもの。

Ⅰ 雇用・所得・消費の拡大

- 〇雇用促進税制の拡充(H25)
- 〇所得拡大促進税制の創設(H25)・拡充(H26[※])
- ○復興特別法人税の1年前倒し廃止(H26)
- ○交際費課税の緩和(H26)
- 〇住宅ローン減税等の拡充(H25)
- ONISAの拡充等(H25)(H26)

- 〇教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(H25)
- 〇外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(H26)
- ※「好循環実現のための経済対策」 女性・若者・高齢者・障害者向け施策
- 低所得者への影響緩和、駆込み需要と反動減の緩和

- 税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げ
- 給与等支給増加割合の見直し(基準年度と比較して、現行5%以上 ⇒ 平成25・26年度:2%以上 平成27年度:3%以上 平成28・29年度:5%以上)(H26**)
- 平均給与等支給額要件の見直し(全従業員の平均→継続従業員の平均)(H26※)
- 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、1年前倒しで廃止
- 交際費課税制度の適用期限を2年間延長するとともに、飲食のための支出の50%を損金算入することを認める

(注)中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

- 住宅ローン減税を4年間延長し、平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅を取得した場合の最大控除額を500万円、それ以外の住宅を取得した場合には400万円に拡充
- 10年間、500万円の非課税投資を可能とするNISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設(H25)
- 1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA口座を廃止した場合に NISA口座の再開設を認める(H26)
- 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設
- 免税対象品目を飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大するとともに、購入記録票等の様式の弾力 化及び手続の簡素化等を行う
- 女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成
- 待機児童対策と女性の活躍促進
- 一般の住宅取得に係る給付措置、簡素な給付措置等

Ⅱ 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

- 〇生産等設備投資促進税制の創設(H25)
- 〇生産性向上設備投資促進税制の創設(H26[※])
- 〇研究開発税制の拡充(H25)(H26[※])
- 〇設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた 税制(H26*)(H26)
- 〇ベンチャー投資促進税制の創設(H26*)
- 〇事業再編促進税制の創設(H26[※])

※「好循環実現のための経済対策」 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等

- 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度を創設
- 生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は税額控除ができる制度を創設
- 上乗せ措置(増加型・高水準型)について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組(控除率5%⇒5%~30%) (H26**)
- 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設(25%特別償却)(H26※) 等
- ベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業へ出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入を認める(出資金の80%損金算入)
- 複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、出資金・貸付金の損失に備える準備金につき損金算入を認める(出資金・貸付金の70%損金算入)

● 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業 等

Ⅲ 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

- 〇中小企業投資促進税制の拡充(H26[※])
- 〇商業・サービス業等を営む中小企業等の支援措置 の創設(H25)
- 〇中小企業の交際費課税の緩和(H25)
- ○転嫁対策特別措置法の施行(H25.10月~)
- ○復興支援のための税制上の対応(H25)(H26)

○納税環境整備(H25)(H26)

※「好循環実現のための経済対策」 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等 地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮 東日本大震災の復旧・復興

- 生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下 の企業は10%)を認める
- 商業・サービス業等を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却 又は7%の税額控除ができる制度を創設
- 中小法人の支出交際費800万円まで全額損金算入
- 消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正すること、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為や価格の表示について特別の措置を講じることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保
- 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人に同様の措置の適用(H25)
- 復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却ができる措置の適用期限を2年延長 (H26) 等
- 延滞税等について、現在の低金利の状況に合わせ引下げ(H25)
- 猶予制度の見直し(納税者の申請に基づく換価の猶予の創設等)(H26)
- 税理士制度の見直し(税理士の業務や資格取得のあり方などの見直し)(H26)
- 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業 等
- 中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業 等
- 「福島再生加速化交付金」の新設、除染の加速 等

Ⅳ 税制抜本改革の着実な実施

○消費税率8%への引上げの確認

- 〇所得税の最高税率の見直し(H25)
- 〇住宅ローン減税等の拡充(H25)(再掲)
- 〇相続税・贈与税の見直し(H25)

〇車体課税の見直し(H26)

- 〇地方法人課税の偏在是正(H26)
- 〇給与所得控除の見直し(H26)
- ※「好循環実現のための経済対策」(再掲) 低所得者への影響緩和、駆込み需要と反動減の緩和

- 26年4月に消費税率(国・地方)を5%から8%へ引上げ
 - ✓ 税率引上げ分の税収は社会保障の充実・安定化のため全て社会保障財源化 (例)子ども・子育て支援の充実、医療・介護サービスの提供体制改革 等
 - ✓ 社会保障プログラム法の成立(25年12月) → 社会保障制度改革の全体像・進め方を明示
- ▶ 現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4.000万円超について45%の税率を創設
- 住宅ローン減税を4年間延長し、平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅を取得した場合の最大控除額を500万円、それ以外の住宅を取得した場合には400万円に拡充
- 相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ。相続税の最高税率を55%に引き上げる等、税率構造の見直し
- 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直し
- 自動車重量税 ⇒エコカー減税の拡充及び経年車に対する課税の見直し
- 自動車取得税 ⇒税率引下げ(登録車5%→3%、軽自動車3%→2%)及びエコカー減税の拡充
- 自動車税 ⇒グリーン化特例の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で、適用期限を2年延長
- 軽自動車税 ⇒ 平成27年度以降新車購入された四輪・三輪について税率の引上げ、経年車重課 の導入(平成28年度~)、原付・二輪の税率の引上げ(平成27年度~)
- 法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税原資化(法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税(仮称)の創設)
- 地方法人特別税の税率の引下げ及び法人事業税(所得割及び収入割に限る)の税率の引上げ
- 控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年より1,200万円(控 除額230万円)に、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引下げ
- 一般の住宅取得に係る給付措置、簡素な給付措置 等